

報道関係者の撮影規制について

公益財団法人 日本体操協会
平成16年2月4日施行

本会が主催・主管する競技会・演技会では報道関係者の取材撮影は以下のとおりとします。ただし、国際体操連盟が主催する競技会はその定めに従います。関係者のご理解ご協力をお願いします。

I 本会が主催・主管する競技会・演技会における撮影の制限

1 対 象

報道関係者の撮影者の資格は、運動記者クラブ、写真記者協会、日本雑誌協会、国際スポーツ記者協会、日本スポーツプレス協会、スポーツニュース協会、テレビニュース映画協会の加盟会員者を原則とします。上記以外の方は、本協会へお問い合わせください。

2 取材申請

取材申請は、原則として所定書式に従った事前申込みとします。なお、上記対象者以外の方は当日受付出来ませんのでご了承下さい。

3 受付手順

当日、会場受付で身分を証明するものを提示して受付してください。なお、取材中は許可証を目立つところに付け、定められた場所での撮影をお願いします。また、大会運営に支障をきたさぬようご配慮下さい。

4 上記の事項が遵守されない場合には撮影をお断りすることがあります。

II 競技会・演技会以外の本会が主催・主管する事業における撮影の制限

当該事業の定めに従ってください。

III 撮影した画像と動画の取り扱い

撮影した画像、動画は、報道に関わる用途以外に、本会の許可なく、営利目的に利用することはできません。